

平成29年2月1日

タンクトラック・高圧ガス部会会員 殿
タンクトラック取扱い事業者 殿

(公社) 長野県トラック協会
担当：高橋

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全ト協タンクトラック・高圧ガス部会から毎年11月1日から同月30日までの間、消防庁危険物保安室で実施される移動タンク貯蔵所等の立入検査の結果の通知が届きました。

添付ファイルの「立入検査結果」及び「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」に注意し、今後とも定期点検の励行を含む危険物輸送の保安確保に向けた取組みの実施をよろしくお願い申し上げます。

敬具

事務連絡
平成29年1月31日

関係都道府県トラック協会
タンクトラック・高圧ガス部会
部会長 各位

(公社)全日本トラック協会
タンクトラック・高圧ガス部会
部会長 上野 善

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当部会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に、全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁危険物保安室より別添のとおり報告があり、以下の2項目について要請がありました。

①立入検査の結果を踏まえた、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」の傘下会員への周知

②以下の法令違反事項を中心とした、傘下会員に対する是正指導の徹底

- (1) 移動タンク貯蔵所における基準不適合車両の割合が、約20%と依然高い水準にあること
- (2) 同じく移動タンク貯蔵所について、本立入検査の重点検査項目である「定期点検」に係る義務違反が約1,300件にのぼるなど、他の項目に比しても非常に件数が多く、昨年の件数に比しても増加しており、憂慮される状況であること
- (3) 危険物運搬車両における基準不適合車両の割合が、約13%と昨年の件数に比し増加していること

つきましては、ローリー事業者向けに定期点検実施の方法を分かりやすく紹介した冊子「危険物ローリー定期点検マニュアル」〔(一財)全国危険物安全協会 制作、(公社)全日本トラック協会タンクトラック・高圧ガス部会 編集協力〕を活用するなど、定期点検の励行を含む危険物輸送の保安確保に向けた取組みの実施を、よろしくお願い申し上げます。

敬具

消 防 危 第 13 号
平成 29 年 1 月 23 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 28 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおり取りまとめました。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し、貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、法令違反事項の改修に係る指導及び改修の確認を徹底し、危険物の輸送中における危険物の保安を確保していただくようお願いします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	山本、神山
電 話	03-5253-7524 (直通)
F A X	03-5253-7534

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

1 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果の概要

(1) 移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 17.15% (前年 17.35%) であり、昨年と比較すると 0.20 ポイントの減少となるが、依然高い水準にある。

(2) 危険物運搬車両における基準不適合等車両の割合は 12.91% (前年 10.45%) であり、昨年と比較すると 2.46 ポイントの増加となる。

(3) 移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 1,289 件 (前年 1,262 件) であり、昨年と比較すると 27 件増加しており、他の項目と比べても非常に多く、憂慮される状況である。

2 総括表

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両			警察機関との協力状況
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合車両数等		実施車両数	不適合車両数	認識状況不良車両数	
			うち他行政庁	うち他行政庁	(a)	うち他行政庁	(b)	うち他行政庁	(a+b)	うち他行政庁				
道路上	560	802	1,719	962	388	188	7	2	395	190	301	44	4	有 797 無 5
常置場所	424	5,006	13,128	94	2,138	12	7	0	2,145	12				
危険物の積卸し場所	54	162	682	140	84	14	1	0	85	14	112	17	0	
その他	247	775	7,624	15	1,356	0	13	0	1,369	0	137	10	0	
合計	※ 714	6,745	23,153	1,211	3,966	214	28	2	3,994	216	550	71	4	

- 備考 1 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。実施場所の「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積卸し場所以外の場所をいう。
- 2 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- 3 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。
- 4 「認識状況不良車両」とは、運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況が不良と認められる車両をいう。
- 5 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数及び無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、それぞれの車両数のうち、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数である。
- 6 ※の「実施消防機関数」の合計は、延数ではなく実数である。

3 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合 計		
	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合率 (%)
平成24年度	23,073	4,117	17.84	719	67	9.32	23,792	4,184	17.59
平成25年度	22,698	4,174	18.39	665	79	11.88	23,363	4,253	18.20
平成26年度	22,465	4,287	19.08	601	69	11.48	23,066	4,356	18.88
平成27年度	22,459	3,936	17.53	574	60	10.45	23,033	3,996	17.35
平成28年度	23,153	3,994	17.25	550	71	12.91	23,703	4,065	17.15

備考 「不適合等車両数」には、無許可車両数を含む。

4 基準不適合車両の項目別内訳

	項 目	不適合車両数		増減数		
		28年度	27年度			
貯蔵、取扱の 基準不適合 (法第10条3項)	許可品目以外の貯蔵(政令第24条第1号)	19	13	6		
	貯蔵、取扱の不備による流出等(政令第24条第1項第8号、政令第26条第1項第7号)	50	92	-42		
	マンホールのふた不適合	10	12	-2		
	完成検査済証等備え付け義務違反(政令第26条第1項第9号)	507	617	-110		
	その他の貯蔵、取扱の基準違反(政令第24条～第27条(上記の各項目を除く))	161	196	-35		
	小 計	737	918	-181		
	移動 タンク 設備等の基準 維持義務違反 (法第12条第1項)	常置場所に係る基準不適合(政令第15条第1項第1号)	76	83	-7	
		タンク本体に係る基準不適合 (政令第15条第1項第2号、第3号、第7号、第8号)	塗料の剥離発錆	228	292	-64
			変形、破損	25	17	8
			流出有	0	0	0
その他		45	56	-11		
附属装置に係る基準不適合 (政令第15条第1項第4号(防波板を除く)、第5号、第6号)		変形、破損	37	28	9	
		機能不良	63	58	5	
		その他	80	65	15	
配管及び弁等に係る基準不適合 (政令第15条第1項第9号～第12号)		変形、破損	30	32	-2	
		流出有	0	1	-1	
		機能不良	118	103	15	
その他		109	112	-3		
電気設備、接地導線の不良等(政令第15条第1項第13号、第14号)		716	612	104		
表示、標識の未設置等 (政令第15条第1項第17号)		未設置、不足	89	67	22	
		その他	446	462	-16	
消火器の未設置等 (政令第20条)	未設置、不足	91	94	-3		
その他	633	602	31			
その他の設備等の基準不適合(政令第15条第1項(上記各号を除く))	479	511	-32			
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第2項)	IMDGコード不適合	0	0	0		
	給油タンク車の特例基準不適合(政令第15条第3項)	0	0	0		
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第4項)	0	0	0		
	小 計	3265	3194	71		
移送の基準 不適合 (法第16条の2)	危険物取扱者無乗車(法第16条の2第1項)	15	11	4		
	運転要員不足(政令第30条の2第2号)	0	0	0		
	危険物取扱者免状不携帯(法第16条の2第3項)	23	32	-9		
	その他の移送基準に係る不適合(政令第30条の2第1号及び第3～5号)	18	18	0		
	小 計	56	61	-5		
定期点検に係る義務違反(法第14条の3の2)		1289	1262	27		
	漏れの点検未実施	491	476	15		
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法第13条の23)	441	391	50		
合 計	5788	5826	-38			
危険物 運搬 車両 の 基準 不 適 合 (法第16条)	運搬容器の技術上の基準不適合(政令第28条)	3	6	-3		
	積載方法基準不適合 (政令第29条)	取柄、表示不適合(政令第29条第1号、第2号)	6	3	3	
		流出有	0	0	0	
		積載不適合(政令第29条第3号、第4号、第7号)	12	14	-2	
		被覆不適合(政令第29条第5号)	2	0	2	
		混載不適合(政令第29条第6号)	0	0	0	
	小 計	20	17	3		
	運搬方法基準不適合 (政令第30条)	標 識	7	7	0	
		(政令第30条第1項第2号)	14	9	5	
		消 火 器	19	16	3	
(政令第30条第1項第4号)		18	14	4		
その他	19	12	7			
小 計	77	58	19			
そ の 他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	4	1	3		
合 計	104	82	22			

備考 「法」とは消防法(昭和23年法律第186号)をいい、「政令」とは危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。

5 イエローカードの携行状況

(1) 移動タンク貯蔵所 携行率 97.0% (224台/231台)

(2) 危険物運搬車両 携行率 68.2% (45台/66台)

備考 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

次の①から③までの観点から、第170号通知により実施を依頼した移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を危険物の移送等における保安確保のための重点事項とする。

- ① 重大事故の発生を防止する観点
- ② 近年の事故の傾向であるヒューマンエラーや腐食疲労等劣化による事故を防止する観点
- ③ 基準不適合車両数が昨年と比べ顕著に増加している項目を低減させる観点

下記重点事項に留意の上、危険物を輸送する事業者に対し危険物安全週間等の機会を捉え、継続的に指導を行うなど、保安確保の徹底を図るものとする。

記

[重点事項]

1 移動タンク貯蔵所に関する事項（基準不適合車両率（％））

- (1) 定期点検の実施とその結果の保管の徹底（法第14条の3の2違反：5.57%）
（※5年以内の期間ごとの漏れの点検の未実施（2.12%））
- (2) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（政令第15条第1項第13号、第14号違反：3.09%）
- (3) 危険物取扱者の保安講習受講の徹底（法第13条の23違反：1.90%）

2 危険物運搬車両に関する事項（基準不適合車両率（％））

- (1) 運搬する危険物に適應する消火設備の設置の徹底（政令第30条第1項第4号違反：6.73%）
- (2) 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底（政令第29条3号、第4号、第7号違反：2.18%）

3 危険物運搬車両におけるイエローカード等の携行

必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底（不携行率：31.8%）

（備考）「法」とは消防庁（昭和23年法律第186号）をいい、「政令」とは危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。